

放課後等デイサービス事業所における自己評価結果(公表)

公表:令和3年3月19日

事業所名 デイセンターきらきら

	チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた 改善内容又は改善目標
環境・ 体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	4			・プレールーム18畳(おもちゃコーナー)約30㎡(ピアノ・ロッカーコーナー) 学習室:男子更衣室 静養室:女子着替え 感覚統合室(ボール・プール・トランポリン)ベランダ(プール遊び、球技、スケートボード他)	
	2 職員の配置数は適切である	4				児童発達支援管理責任者1名 保育士2名 児童支援員1名
	3 事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされている			4	階段には手摺はある。車いす利用者の場合職員で、抱きかかえ事のできる人や一階のスペースはバリアフリーのため活動ができるよう改善していく。	
業務改善	4 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	4				月2回の全体ミーティング 業務前後にミーティングを行う。又、モニタリングもその都度行い支援に繋げている
	5 保護者等向け評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	4				まだ向上を図る点はあるがアンケートの意向を把握し改善を図っている
	6 この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開している	4				法人のホームページで公開している。
	7 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	4				法人の第三者委員会は設置している。
	8 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	4			事業所内研修(職員) 外部研修(保護者も含む)	事業所内職員研修(虐待防止のための研修、強度行動障害研修等) 外部に向けて講演会を企画(ジェントルティーチング研修)
適切な 支援の 提供	9 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成している	4			年一回要望書のアンケート実施	保護者・本人の要望(ニーズ)アンケートを年一回取って個別支援計画に落とし込み支援に繋げる。
	10 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	4				法人で作成したアセスメント、モニタリングシートなどがある
	11 活動プログラムの立案をチームで行っている	4				年間事業計画の活動を計画書・報告書等起案を起し活動している
	12 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	4				児童の要望などを加味し選択肢を用意し活動を行いマンネリ化を防ぐニーズ優先アプローチ。
	13 平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援している	4				こどもの発達を促す長期休みは、定番の活動(お泊り会、海水浴、夏休みの宿題 社会見学等)活動時間も長期休み、学校が休みの日など朝からの活動としている。
	14 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成している	4			個別支援計画を活動の中に落とし込む	活動の前半は個々に応じての学校の宿題や個別課題、後半は日案・週案にの取り集団活動を組み合わせる。
	15 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	4				支援開始前は学校や家庭への送迎の確認、日案・タイムスケジュール表の確認する。
	16 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	4				支援終了後は、送迎後の家族からの引継ぎ事項、気になる事、個別支援の記録と報告を行う。
	17 日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている			4		支援に関する記録は、個別支援目標に添った観察記録になるようにして、モニタリングに繋げる。
	18 定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断している	4				モニタリングは支援開始前後に時間を工夫しているサービス計画とリンクできるようにしている。
19 ガイドラインの総則の基本活動を複数組み合わせ支援を行っている	4				重要事項計画書に取り組みから(治療教育 療育)ガイドラインの趣旨に共通する支援を意図的、計画的に行う。	

関係機関や保護者との連携	20	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	4			サービス担当者会議には児童発達支援管理責任者と担当者に参加している。
	21	学校との情報共有(年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等)、連絡調整(送迎時の対応、トラブル発生時の連絡)を適切に行っている	4			情報提供や連携は連絡帳の統一(学校・家庭・放課後デイ)保護者の要望により行う。連絡帳の統一がなされなくても、緊急連絡網などで連携を図る
	22	医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えている	4			医療的ケアが必要な子どもを受け入れる体制はある。
	23	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めている		4		保護者との面談要望アンケートや利用者の声にて特性を分析。職員間で共有・作成している
	24	学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等している	4			進路先の事業所へは移行計画書あるいは情報提供書を作成し、これまでの経緯も含め引継ぎの担当者会議も行っている。
	25	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている			4	特に受けていない。
	26	放課後児童クラブや児童館との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	4			長期休暇や土曜日など公園外出や、親子レクなどの行事などに参加する兄弟姉妹などが活動に参加することがある。コロナ禍今年度は中止している。
	27	(地域自立支援)協議会等へ積極的に参加している	1	3		定期的な地域自立支援会議(那覇市要保護対策地域協議会)に参加している。コロナ禍あり
	28	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	4			保護者からの要望書、緊急時の対応での連絡できる関係を構築、送迎時での引継ぎ等を密に行い共通理解できるようにしている。
	29	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対してペアレント・トレーニング等の支援を行っている	4			強度行動障害実地研修などで「家族の提言」として発表を依頼し、保護者・職員が学びの機会にしている。大人の事業所との先輩保護者と交流となっている
保護者への説明責任等	30	運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	4			契約時に重要事項説明の中で十分に説明し、利用負担などについても丁寧に説明している。
	31	保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	4			保護者の悩みや困り感などは送迎時にキャッチしその内容によっては面談など時間を設けて対応したり、早急に相談支援事業所に報告し担当者会議を設ける。
	32	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	4			コロナ禍の中、親子レクや懇親会は自粛している。
	33	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応している	4			苦情受付は児童発達支援管理責任者が行う。説明責任者は管理者が行うようにしている。それでも苦情がある場合は運営適正化委員会に紹介する。
	34	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	4			「今月の予定」を発行している。活動概要、保護者や外部に対してもホームページで公開している。
	35	個人情報に十分注意している	4			個人情報使用同意書の契約を交わした方に関して情報の開示を行う。
	36	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	4			コミュニケーションの手段を確立のために、その特性や成長を加味したアプローチを行う。クレーン現象や絵カード、指文字などを用いてのルーティングを保護者・本人及び
	37	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている			4	コロナ禍の中自粛している。

非常時等の対応	38	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知している	4			年2回の避難訓練を行っている。緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症マニュアル制定など職員への周知徹底している。
	39	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	4			年2回の避難訓練を行っている。
	40	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	4			社内研修を行っている。県主催、研修に参加している。
	41	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載して	4			強度行動障害者・児に関しては保護者に事前に十分な説明と了承を得るようにしている、又、サービス計画に記載することはまだない。ルアプローチ」で問題行動の軽減している。
	42	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	4			これまで、医師の指示書を必要とするケースがない。受け入れる場合においては検討する。
	43	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	4			ヒヤリハット事例集を作成し、職員ミーティングで発表し検討する。